

自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼報告書兼請求書

令和 年 月 日

南区安全・安心まちづくり推進協議会 相武台支部
支部長 あて

住所

世帯主 氏名

申請者 氏名

電話

MAIL

南区安全・安心まちづくり推進協議会 相武台支部が実施する自転車用ヘルメット購入費補助事業に、次のとおり申請します。また、交付の決定を受けた場合は、交付決定額を請求します。

1 使用者及びヘルメット等

ヘルメットを使用する者			購入したヘルメット		補助金 交付申請額 ※2
フリガナ 氏名	生年月日	世帯主 との関係	メーカー品名・品番	安全認証 ※1	
	年 月 日				円
補助金交付申請額合計（交付決定額）				¥	円

※1 安全認証：SG、JCF、CE、GS、CPSCなどを記載

※2 補助金交付申請額：購入額が3,000円以上の場合は3,000円、3,000円未満の場合は購入額を記載

注意事項

- ・申請者の氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。
- ・裏面記載の誓約事項・確認事項にチェックし、添付書類（2点）を添付してください。

南区安全・安心まちづくり推進協議会 相武台支部 処理欄	確認者①		確認者②	
--------------------------------	------	--	------	--

【誓約事項（口にチェック）】

- 購入したヘルメットを使用する者は、相武台地区に住所を有しています。
- 使用者、世帯主及び申請者の本人確認を行う（住所・氏名・生年月日の確認等）ことに同意します。
- ヘルメットは令和6年12月1日以降に購入した新品であり、使用者本人が着用します。
- 購入したヘルメットは譲渡・転売・返品しません。
- 同一のヘルメット購入費に対して、過去に他から補助を受けていません。
- 使用者、世帯主及び申請者の全員、相模原市暴力団排除条例に基づく暴力団員ではありません。

【自転車利用ハンドブックでの確認事項（確認したら口にチェック）】

- 自転車は車道が原則、左側通行。歩道は例外で歩道を通行する場合は、歩行者優先。
- 交差点では信号や標識を守り、安全確認をする。
- 自転車に乗る時は自転車用ヘルメットを着用する。
- 夜間に運転する際は、ライトを点灯する。
- 飲酒運転、傘さし運転、ながらスマホ運転、イヤホン使用運転（大音量等により運転に必要な音が聞こえない場合）、並走走行などは禁止。
- 自転車損害賠償責任保険等に加入する。

【添付書類（2点）】

①領収書又はレシート等の写し

※ 領収日及び購入した店舗名、購入者名が記載され、ヘルメットを購入したことが分かるものに限ります。

②安全基準の認証を受けていることが分かるもの

（ヘルメットに貼られた認証マークの写真、認証マークが印刷された保証書等の写し）